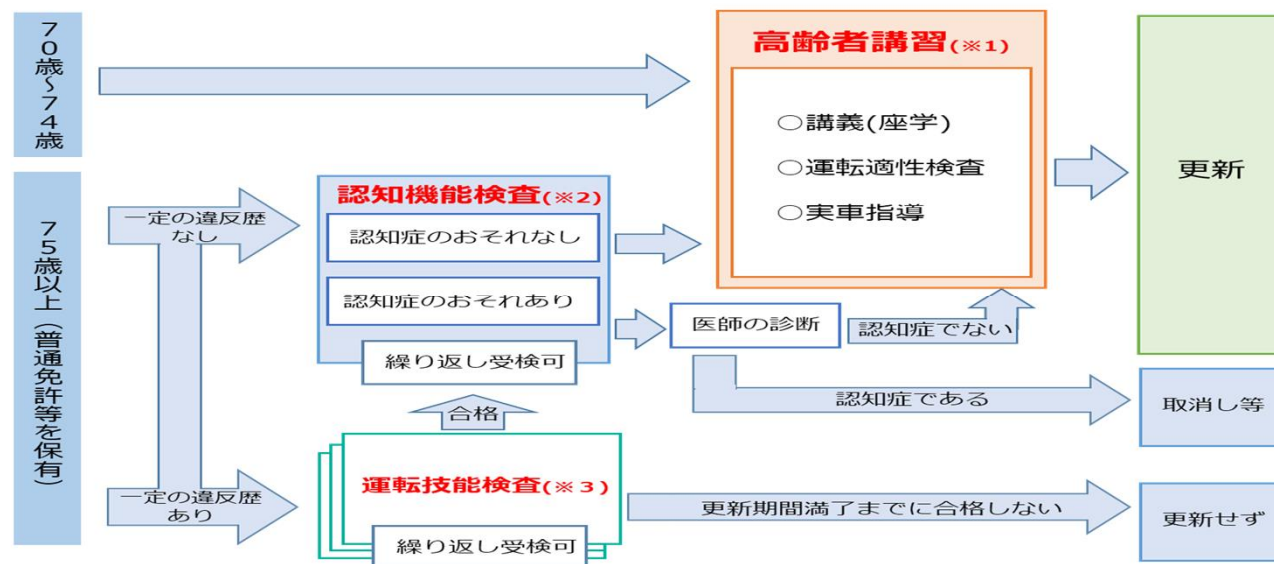


高齢運転者対策の概要

- ① **高齢者講習**（平成10年に75歳以上を対象者として導入、平成14年に対象者を70歳以上に拡大）
 - 70歳以上の高齢運転者は、運転免許証の更新時に、実車指導を含む高齢者講習を受講
- ② **認知機能検査**（平成21年に導入）
 - 75歳以上の高齢運転者は、運転免許証の更新時に、認知症のおそれがないかどうかを判定する認知機能検査を受検
 - 検査の結果で認知症のおそれがあるとされた場合は、医師の診断を受診（認知症である場合は、免許の取消し等）
- ③ **運転技能検査**（令和4年に導入）
 - 75歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者は、運転免許証の更新時に、運転技能検査を受検
 - 検査の結果が一定の基準に達しない場合は、運転免許証の更新を行わない
- ④ **サポートカー限定免許制度**（令和4年に導入）
 - 申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定する等の条件付免許を受けることが可能
- ⑤ **運転免許証の自主返納**（平成10年に導入、運転経歴証明書制度は平成14年に導入）
 - 加齢に伴う身体機能の低下を自覚するなどした高齢運転者は、運転免許証の自主返納が可能
 - 運転免許証の自主返納を行った高齢運転者は、運転免許証に代わる身分証明書として運転経歴証明書の交付を受けることが可能

運転免許証の更新時における高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査の流れ



※ 1 平成10年に75歳以上を対象者として導入、平成14年に対象者を70歳以上に拡大
※ 2 平成21年に導入
※ 3 令和4年に導入

※ 原付・小特免許は希望により継続

高齢者講習

高齢者講習の概要

講習時間：2時間（講義（30分）、運転適性検査器材による指導（30分）、実車指導（60分））

講義（座学）（30分）

- 「地域における交通事故の実態」「運転者の心構え」「安全運転の知識」等について教本等を活用して実施



運転適性検査（30分）

- 器材を用いて動体視力、夜間視力及び視野の検査を行い、検査結果に基づく指導を実施



【動体・夜間視力検査】



【水平視野検査】

実車による指導（60分）

- 通常は3人程度を1グループとして実施しており、受講者1人当たりの指導時間は概ね20分間（走行時間は概ね10分間）。

○ 課題

- ・ 指示速度による走行（1回）

指定した走行区間を、指示した速度で走行できるかを判断

【指示速度】



- ・ 一時停止（2回）

一時停止標識が設置された場所を走行させて、停止線の手前で一時停止が行えるかを判断

【一時停止】



停止線

【右左折】



道路の中央線

- ・ 右左折（右折・左折それぞれ2回ずつ、計4回）

交差点を右左折させる際、車体が道路の中央線から右側にはみ出したか、車輪が縁石に乗り上げ又は脱輪したかを判断

【信号通過】



停止線

【段差乗り上げ】



段差の端

段差の端から1メートル

タイヤの中心から垂直に路面と交わる点

- ・ 段差乗り上げ（1回）

アクセルペダルを操作して段差に乗り上げ、その後、アクセルペダルとブレーキペダルを踏み換える操作を行い、車両を直ちに停止することができるかを判断

令和6年中の実施状況

受講者数 387万3,772人

認知機能検査

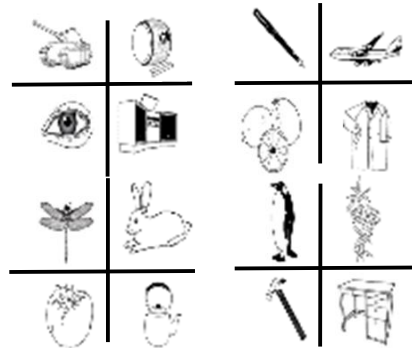
認知機能検査の経緯等

- ・ 平成21年～ 75歳以上の免許保有者に、免許証の更新等の機会における認知機能検査の受検を義務付け
- ・ 平成29年～ 75歳以上の免許保有者に、認知機能が低下した場合に行われやすいと認められる一定違反行為をしたときに、臨時に認知機能検査の受検を義務付け

認知機能検査の内容

○手がかり再生

4種類のイラストが記載されたボードを示しながら、「これは、戦車です。これは、太鼓です。」と順次説明した上で、「この中に戦いの武器があります。それは何ですか？」とそれぞれの回答を確認し、4枚のボードで計16種類のイラストの記憶を促す。



○時間の見当識

受検者が自らがおかれている時を正しく認識しているかについての検査。現在の「年」、「月」、「日」、「曜日」及び「時刻」を記載する。

質 問	回 答
今年は何年ですか？	年
今月は何月ですか？	月
今日は何日ですか？	日
今日は何曜日ですか？	曜日
今は何時何分ですか？	時 分

認知機能検査の実施状況

令和6年中における受検者数:2,834,847人(認知症のおそれあり:64,532人)

運転技能検査

■ 運転技能検査の概要

- 75歳以上の高齢運転者のうち、一定の違反歴がある者が対象
- 運転行為の危険性に応じて減点方式で採点
- 受検者一人当たりの走行時間は概ね10分間以上（検査全体で概ね20分間）
- コース内を走行し、以下の課題を実施
- 第一種免許は70点以上、第二種免許は80点以上で合格

○指示速度による走行



- ・ 指示された速度で安全に走行する
- ・ できないときは、10点の減点

○信号通過



- ・ 赤色の信号機に従って、停止線の手前で確実に停止する
- ・ できないときは、10点又は40点の減点

○一時停止



- ・ 一時停止が指定された交差点で、停止線の手前で確実に停止する
- ・ できないときは、10点又は20点の減点

○段差乗り上げ



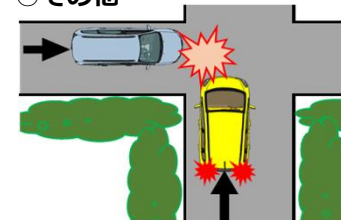
- ・ 段差に乗り上げた後、直ちにアクセルペダルからブレーキペダルに踏み換えて安全に停止する
- ・ できないときは、20点の減点

○右折・左折



- ・ 右左折時に、中央線をはみ出したり、脱輪をしたりせずに安全に曲がれる
- ・ できないときは、20点又は40点の減点

○その他



- ・ 検査中、衝突等の危険を避けるために検査員が補助ブレーキを踏むなどしたときは30点の減点

■ 令和6年中の実施状況

受検者数: 156, 376人

サポートカー限定免許制度の概要

概要

申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定する等（※）の条件付免許を受けることができる。

※ 交通事故を防止し、又は交通事故による被害を軽減することに資するもの。

趣旨

申請による限定免許は、運転に不安を覚える高齢運転者等に対し、自主返納だけでなく、より安全な自動車に限定して運転を継続するという中間的な選択肢を設けるもの。

条件の内容

申請により免許に付与等する条件は、普通免許により運転することができる普通自動車の種類を次のいずれかに該当するものに限定する条件とする。

条件
A

衝突被害軽減ブレーキ（性能認定）



ペダル踏み間違い時加速抑制装置（性能認定）（※）

※ マニュアル車については不要

性能認定： 自動車の先進安全技術の性能の評価等に関する規程（平成30年国土交通省告示第543号）及び先進安全技術の性能認定実施要領（平成30年国土交通省告示第544号）に基づく性能認定

又は

条件
B

衝突被害軽減ブレーキ（保安基準）

保安基準： 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）。令和3年11月以降、国産新型車から順次、衝突被害軽減ブレーキの装着が義務付けられる。

運転免許証の自主返納と運転経歴証明書

申請による運転免許の取消し（自主返納制度）

身体機能の低下などを自覚し、自主的に免許証を返納したいとの要望

平成9年の道路交通法改正により、自主返納制度を導入（平成10年4月施行）

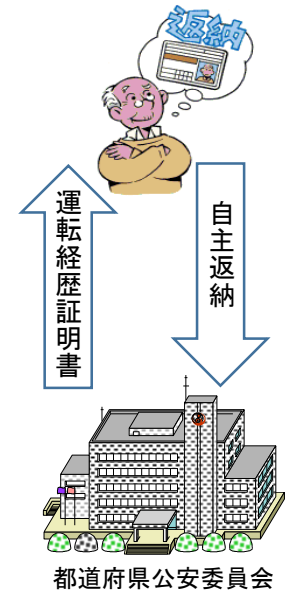
運転経歴証明書

「自主返納を行うと身分証明書がなくなってしまう」等の懸念

平成13年の道路交通法改正により、運転経歴証明書を導入（平成14年6月施行）

平成24年の犯収法施行規則改正により、銀行等において、本人確認書類として使用可能に（平成24年4月施行）

令和元年の道路交通法改正により、運転免許の失効者も運転経歴証明書の交付申請が可能に（令和元年12月施行）



自主返納しやすい環境整備

○自動車等の運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を返納しやすい環境整備を推進

【自治体等における支援施策】

- ・バス運賃の割引 ・タクシー運賃の割引 ・鉄道料金の割引 ・交通系ICカードの交付
- ・食材配達利用料金の割引 電動車いす購入料金の割引 自動車の廃車手続無料 等

※詳細は、全日本指定自動車教習所協会連合会ホームページ

「高齢運転者支援サイト」参照

<https://www.zensiren.or.jp/kourei/>



○安全運転相談等の充実・強化

- ・令和元年11月から安全運転相談ダイヤル「#8080」の運用を開始するなど、加齢等により運転に不安を感じる高齢運転者等からの安全運転に係る相談を実施

